

ピリカウィンターフェスティバル町内出店者募集要領

1 目的

ピリカウィンターフェスティバルでは食イベントを通じて周辺地域の来場人数を増加させることを目的とし、飲食等の販売提供していただける町内出店者を募集します。

2 出店場所

クアプラザピリカ（北海道瀬棚郡今金町字美利河205-1）

出店場所はピリカプロジェクト実行委員会が定めた指定区域とし、原則、出店エリア内に於ける配置指定はできません。

3 募集事業者数

2事業者（団体等含）を募集します。申込は先着順とし、募集数に達し次第、募集を締切ります。

4 販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物としますが、原則、出店者が事前提出した出店申込書にある出品予定リストにある飲食物とします。

5 出店資格と制限

（1）出店資格

ア 今金町内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可書を有する者であって、本イベント当日に、取り扱う食品の種類や作業内容に応じて、「営業許可」または「営業届出」を適切に行い許可を得ている者。

イ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有している者

ウ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者

エ 出店申込書を期限内に提出し、別添誓約書に同意した者

オ イベントと一緒に盛り上げて頂ける方。SNS等によるPRを行って頂ける方。

（2）出店制限

次のいずれかに該当する者は出店できません。

ア 成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年者

イ 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続きの申し立てがなされている者等

ウ 国税、地方税を滞納している者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

オ 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

（3）出店資格の取消について

次のいずれかに該当する者は出店を取り消します。また、ピリカプロジェクト実行委員会及び今金町が損害を被った際は、賠償請求できるものとし、出店取り消しにより出店者が被る損害に対しては、ピ

リカプロジェクト実行委員会及び今金町は一切責任を負いません。

ア 出店申請後に出店登録資格がないと判断された、もしくは、出店登録制限に該当する事実が判明した場合

イ 出店条件を厳守しない場合や、その他実行委員会が出店を不相当と判断した場合（出店者との協議により、改善が認められない場合を含む）

6 出店条件

（1）出店期間

令和6年2月11日

（2）出店時間

午前9時～午後2時30分（イベント開始時～終了時）までとします。

（3）出店料

出店料は、無料とします。

（4）出店場所

出店場所は、別紙出店エリア（屋外）の範囲内とし実行委員会側で決定するものとします。出店場所希望等には原則、沿えません。

（4）売上報告

売上報告は別添所定の書式にて、当日の午後3時30分までに実行委員会まで報告をするものとします。

（5）販売品について

ア 販売する食材は、安全が認められている食材の使用してください。

イ 調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、名称、期限表示、製造者、販売者等を必ず表示してください。

ウ 販売品及び、出店に関わる一切の責任を負うこととし、購入者に対して後日連絡を取れる体制を講じてください。

（6）設備・店舗について

ア 出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とします。

イ 実行委員会で用意するものは1町内出店者につき【①タープテント1張】【②長テーブル1台】とします。

イ 発電機等は原則、ご自身でご用意ください。

ウ 法令が定める申請、届出や、必要な資格者の配置は出店者の責任と負担で実施してください。

エ 出店者は、出店者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物処理（排水含む）を処理してください。また購入者に対してゴミ箱への廃棄をお願いしてください。

オ 火気の使用は使用有効期限内の消火器を設置してください。

（7）その他

ア 販売終了後は、現状を回復するとともに、敷地内に販売物のゴミが無いか確認し、清掃を実施してください。

イ イベント会場敷地内を車で走行する際は、5km/h以下としハザードランプを点灯させてください。

ウ 出店に起因する事故（火災や食中毒、車両事故など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含

む)は出店者が全責任を負い誠意を持って対応してください。実行委員会及び今金町は一切責任を負いません。

エ 出店者はその責めに帰する理由により、クアプラザピリカ施設及び周辺施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならないこととします。

オ 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について実行委員会及び今金町は一切責任を負いません。

カ 荒天時、自然災害時などによるイベント中止時の営業保証は致しませんので予めご了承ください。

①当日まで悪天候の判断がつかない場合 イベント当日、事務局が開催の可否を決定し中止の場合のみ出店者連絡先に連絡します。

②悪天候が前日から予測される場合 開催前日の18:00に、事務局が開催の可否を決定し中止の場合のみ出店者連絡先に連絡します。

7 その他

本要項に定めのない事項については、実行委員会と出店者で協議することとします。

8 申込提出書類

下記(1)～(5)を提出期日(令和6年1月15日必着)までにメールまたは郵送でお申込ください。

- (1) ピリカウィンターフェスティバル出店申請書
- (2) 臨時営業許可書一式の写し
- (3) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- (4) 誓約書兼同意書

※上記の申請書および写し等については、画像での提出を可とします。

9 提出先(問合せ先)

ピリカプロジェクト実行委員会事務局(今金町役場まちづくり推進課内)

住所:〒049-4308 北海道瀬棚郡今金町字今金48-1

TEL:0137-82-0111

FAX:0137-82-3262

Mail:imk-koryu@town.imakane.lg.jp